

令和7年1月定例

四 万 十 町 教 育 委 員 会

会 議 資 料 （追 加）

日 時：令和7年1月14日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

議題

- ③ 議案第 2 号 四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第2号

四万十町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

四万十町立学校給食センター条例（平成18年四万十町条例第171号）第5条に基づく四万十町立学校給食センター運営委員会委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和7年1月14日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

区 分	氏 名	所 属 等
(1) 給食対象学校の校長代表	中内 朋子	窪川中学校長
	中内 聖二	大正中学校長
	岩井 崇通	十川中学校長
	窪添 泰平	窪川小学校長
	藤原 良仁	北ノ川小学校長
	久保田 隆一	十川小学校長
(2) 給食対象学校のPTA会長代表	森本 英和	窪川中学校PTA会長
	松原 良輔	窪川小学校PTA会長
	佐々木 隆司	大正中学校PTA会長
	林 賢一	田野々小学校PTA会長
	酒井 龍一	十川中学校PTA会長
	太田 公樹	昭和小学校PTA会長
(3) 学識経験者	中澤 さち	大正町民生活課保健師

任期 : 令和7年1月20日 ～ 令和7年3月31日

参 考

四万十町立学校給食センター条例【抜粋】

(平成 18 年四万十町条例第 171 号)

(運営委員会)

第 5 条 給食センターに四万十町立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第 6 条 運営委員会は、15 人以内の委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 給食対象学校の校長代表
- (2) 給食対象学校の P T A 会長代表
- (3) 学識経験者

第 7 条 運営委員会に委員の互選により、会長、副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、運営委員会を代表し、会議の議長となり会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第 8 条 運営委員会は、給食センターの運営に関し、教育委員会の諮問に答申する。

- 2 運営委員会は、前項の審議を行うために必要な調査及び研究を行う。

(任期)

第 9 条 運営委員会の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

